

保存版

市営住宅駐車場の利用について

みなさまがお住まいになる市営住宅には、個人専用の有料駐車場が設置されています。

市営住宅の駐車場は、みなさまが共同して利用する敷地につくられていますので、みなさまのご協力を得て、安全で、使いやすく、きちんと管理された駐車場にしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

芦別市営住宅管理センター

1 駐車場の状況

団地には、各住戸に1台分の駐車場が設置されています。
駐車場には区画線を引き、区画番号(住戸番号)を付しています。
区画の太さは、幅250cm、長さ500cmです。

2 申込の資格

市営住宅駐車場の使用申込をできる方は、次の条件を満たしている方に限られます。

- (1) 当該団地の入居者または市営住宅管理台帳に記載されている同居者であること。
- (2) 住宅の家賃を滞納していないこと。
- (3) 恒常的に迷惑駐車を行っていないこと。

3 使用できる自動車の条件

- (1) 自動車検査証に記載されている所有者又は使用者の名義人が、当該団地の入居者または市営住宅管理台帳に記載されている同居者であること。
- (2) 自家用自動車であること。(市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。)
- (3) 原則として全長480cm以下、車幅180cm以下、車高200cm以下であること。
- (4) 1住戸につき1台であること。

4 使用料

- (1) 月額使用料 2,500円
- (2) 支払方法

納入方法は、納付書による方法と、預金口座からの自動振替の方法があります。(家賃の口座振替と駐車場使用料の口座振替は、それぞれ手続きが別になりますので 注意願います。)

5 来客者の自動車の取扱い

来客者の自動車は、一時的な利用なので、他の自動車の通行の妨害にならないような場所に駐車してください。

6 使用中の各種申請及び届出

(1) 使用者を変更する場合

使用者を変更する場合には、同一場所での駐車が認められますが、許可を受ける方が変わりますので、使用許可の変更手続きを行っていただきます。変更申請書を提出してください。

(2) 自動車を変更する場合

自動車を変更する場合にも、変更申請書を提出してください。

(3) 使用を取りやめる場合

住宅からの退去や自動車を手放すことにより駐車場の使用をとりやめる場合には、とりやめの5日前までに申し出てください。

7 使用区画の変更

駐車場の区画は、部屋の配置にあわせて設定していますので、仕様区画の変更は原則として認めません。

8 注意事項

(1) 禁止行為

駐車場の使用に関し、次の行為は禁じられています。

- ① 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- ② 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込むこと。
- ③ 駐車区画の原状を変更し、又はこれに建築物、工作物等を設置すること。
- ④ 駐車区画を自動車の駐車場以外の用途に供すること。
- ⑤ 駐車場内に使用の決定を受けた自動車以外の自動車を持ち込み、又は駐車させること。ただし、当該使用者を訪問する者等が自動車を一時的に当該駐車場内に駐車させる場合は、この限りではありません。

(2) 利用の取消し

次のような場合においては、駐車場の使用許可を取り消され、その返還や使用を停止されます。

- ① 不正の行為により使用決定を受けたとき。

- ② 使用料を3か月以上滞納したとき。
- ③ 駐車場又はその付帯する設備を故意に損傷したとき。
- ④ 正当な理由によらないで30日以上駐車場を使用しないとき。
- ⑤ 駐車場使用者の資格を失ったとき。
- ⑥ 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(3) 損害の賠償

使用者は、みずからの責任により駐車場又は標識その他付帯する設備を破損したときは、直ちに市長に届け出るとともに、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

市長は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等物損事故及び人身事故が発生したことにより、当該駐車場の使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。

(4) 除排雪について

駐車場の除排雪は、原則として次の方法により行います。

- ① 使用者が占有する駐車区画は、当該使用者が除雪を行う。
- ② 駐車場の共有部分は、入居者による当番制等により除雪を行う。
- ③ 駐車場の排雪が必要な場合は、当該駐車場の使用者が行う。

(5) 使用料の改定

市長は、次のいずれかの場合においては、駐車場の使用料を変更することがあります。

- ① 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- ② 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- ③ 駐車場に改良を施したとき。

9 駐車場の管理組合

駐車場の草刈りや除排雪は、団地の入居者で構成される「駐車場管理組合」が行うこととしておりますが、その経費については駐車場使用料の一部を還元して費用に充てていただくこととしております。